

沖市保幼第 131009 号
令和 4 年 1 月 31 日

保育所等を利用する児童の保護者 各位

沖繩市長 桑 江 朝千夫
< 公 印 省 略 >

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う家庭保育の協力依頼期間の延長について

平素より、本市の教育・保育行政へご理解とご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

沖繩県においては、令和 4 年 1 月 9 日からまん延防止等重点措置が適用され、本市においても、令和 4 年 1 月 13 日から保育所等を利用する児童の保護者に家庭保育のご協力をお願いしておりました。

しかし、沖繩県のまん延防止等重点措置の適用期間が令和 4 年 2 月 20 日まで延長されたことに伴い、本市においても、家庭保育の協力依頼期間を下記のとおり、延長することといたしましたので、対応が可能な保護者におかれましては、ご協力いただきますよう改めてお願いいたします。

記

1. 家庭保育の協力期間

【当初】令和 4 年 1 月 13 日 ～ 令和 4 年 1 月 31 日

【延長】令和 4 年 1 月 13 日 ～ **令和 4 年 2 月 20 日**

- ・保育施設等は原則開所ですが、仕事が休みの日など、対応可能なご家庭については、早めのお迎えや家庭保育の協力をお願いいたします。
- ・まん延防止等重点措置等の期間や感染状況によって短縮・延長となる場合があります。

2. 保育料について

協力要請期間に家庭保育（お休み）いただいた日数分は日割り計算し、後日返金いたします。

- ・新型コロナウイルス感染症に伴う還付の時期は、感染状況等の影響もあることから、通常の還付と異なり多くの時間が必要となりますのでご了承ください。
- ・給食費については、各施設により異なりますので利用施設へご確認ください。

沖繩市 こどものまち推進部
保育・幼稚園課 入所係
電話：098-939-1212（内 2799・3173）

【保育所等において新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための留意事項】

令和4年1月31日 現在

- (1) 園児について、登園前の体温計測を徹底し、平熱より高い発熱や呼吸器症状などの風邪症状がある場合は、登園をお断わりすることとします。
同様に、解熱後24時間以上が経過し呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園をお断りすることとします。ただし、呼吸器症状が感染症のものでないと医師が判断した場合は、受け入れを行います。
(保護者の皆さまには、お子さんが平熱より高い発熱や風邪症状がある場合、登園を控えるようお願いいたします。)
- (2) 園児が濃厚接触者に特定された場合には、最終接触日から7日間（又は保健所の指示する外出自粛期間）は登園をお断りすることとします。
また、濃厚接触者は保健所の指示に従い、不要不急の外出は控えて頂きます様お願いいたします。
- (3) 園児と近日中に接触のあった方が新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、PCR検査を受ける予定がある場合には、速やかに利用する保育所等への情報提供をお願いいたします。また、園児については登園をお断りすることとします。（園児が濃厚接触者となる可能性があるため。）接触のあった方の結果が陰性の場合、園児は濃厚接触者にならないため、登園が可能になります。
※任意のPCR検査（念のため）の場合は、家庭保育のご協力をお願いいたします。
- (4) 園児が濃厚接触者に特定又はその疑いのある場合は、他の保育サービスは利用しないでください。
- (5) 園児や職員が感染した場合は、当該保育所等の一部又は全部を臨時休園にする場合がございます。
- (6) 園児が新型コロナウイルスに感染したり、濃厚接触者に特定された場合、速やかに利用する保育所等への情報提供をお願いいたします。
また、園内における感染拡大防止を図るため、個人を特定されないよう配慮しながら、他の園児の保護者に対する注意喚起や家庭保育の協力を依頼することにご理解をお願いいたします。（感染者や濃厚接触者に関する照会には、お答えすることはできません。ご了承ください。）
- (7) まん延防止期間又は緊急事態宣言中において、同居家族内に風邪症状がある場合は、園児の登園や人の多く集まる場所の利用について、控えるようお願いいたします。（医師の診察により、新型コロナウイルス感染症ではないと診断した場合を除きます。）
- (8) 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者の児童および保育士など、個人を特定しようとしたり、誹謗中傷を行わないようご理解ご協力をお願い致します。